

令和元年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和2年 / 月 10 日
法人名	社会福祉法人米子福祉会

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>社会福祉法第45条の14第6項及び社会福祉法施行規則第2条の17第3項第4号に基づき、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名を議事録に記載しなければならない。</p> <p>平成31年3月18日に開催された理事会の議案第3号において、特別の利害関係を有する理事のいることが確認されていたにもかかわらず、当該理事会の議事録に当該理事の氏名の記載がなかった。</p> <p>今後、法令に従い議事録を作成すること。</p>	<p>特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事会の議事録に当該理事の氏名を記載します。</p>	<p>決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるとき。</p>

- 注) 1 「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。
 2 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
 3 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
 4 是正又は改善関係書類を添付すること。